

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
III 主要行等監督上の評価項目	III 主要行等監督上の評価項目
III-3 業務の適切性等	III-3 業務の適切性等
III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性	III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性
III-3-2-4 開示に当たっての留意事項	III-3-2-4 開示に当たっての留意事項
III-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26 第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）	III-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26 第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）
(1) (略)	(1) (略)
(2) 定性的な開示事項	(2) 定性的な開示事項
① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について	① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について
イ. <u>国際統一基準行において、「自己資本比率告示第3条又は第26条</u> に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結 グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に 関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（会計 連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」 には、以下の内容が記載されているか。	イ. 「自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比 率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大 蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会 社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載 されているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>連結自己資本比率告示第3条又は第26条の規定に従った場合と連 結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い</u>（例え ば、連結、持分法適用、比例連結等） ・ <u>連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>告示第3条若しくは第26条の規定に従った場合と連結財務諸表規 則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い</u>（例えば、連結、持分 法適用、比例連結等） ・ <u>連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</u>
ロ. <u>国際統一基準行において、「連結グループに属する会社であって会</u>	ロ. 「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないも

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容が、一覧表示等の方法により適切に記載されているか。</p> <p>② 国内基準行において、「自己資本調達手段の概要」には、<u>告示第28条第2項及び第40条第2項並びに「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準」</u>（以下「持株自己資本比率告示」という。）第5条第2項及び第17条第2項に規定されたステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等に係る発行条件を記載しているか。</p>	<p>の及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容が、一覧表示等の方法により適切に記載されているか。</p> <p>② 国内基準行において、「自己資本調達手段の概要」には、<u>告示第25条若しくは第37条又は「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準」</u>（以下「持株自己資本比率告示」という。）第14条の算式における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段（経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段を含む。）に係る以下の情報を記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発行主体</u> ・<u>資本調達手段の種類</u> ・<u>コア資本に係る基礎項目の額に算入された額</u> <p style="text-align: center;">(以下は該当する場合に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>配当率又は利率（公表されている場合）</u> ・<u>償還期限がある場合は、その旨及び日付</u> ・<u>一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、そ</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>の概要（初回償還可能日、償還金額、対象となる事由等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の種類の資本調達手段への転換に係る特約がある場合は、その概要 ・元本の削減に係る特約がある場合は、その概要 ・配当等停止条項がある場合は、その旨並びに停止した未払の配当又は利息に係る累積の有無 ・ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合は、その概要 <p>③～⑪ (略)</p>
(3) (略)	(3) (略)
(4) 四半期ごとの開示事項 ①～② (略) ③ 内部格付手法を採用する国内基準行においては、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」 <u>第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼルⅡの趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされ</u> る必要がある。	(4) 四半期ごとの開示事項 ①～② (略) ③ 内部格付手法を採用する国内基準行においては、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」 <u>第14条及び第17条に規定する事項につき、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。また、その他の国内基準行においても、預金者、投資家等の利用者にとって有用な情報につき、四半期ごとに開示することが望ましい。</u>
(以下略)	(以下略)